

国民年金のお知らせ

退職した皆さん、国民年金の届け出は済んでいますか？

国内に住んでいる20歳以上60歳未満の全ての方は、国民年金に加入して保険料を納めることになっています(平成29年度定額保険料は、月額1万6490円です)。会社や官公庁などを退職した方は、国民年金第1号被保険者になりますので、届け出てくださ

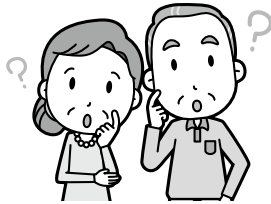
い。また、退職した方の配偶者が扶養家族として第3号被保険者であった場合も、第1号被保険者への種別変更が必要です。手続きは、資格喪失証明書(退職辞令)、印鑑、年金手帳を持参の上、市民課または各振興局市民福祉課で行ってください。

失業した方には保険料特例免除制度があります

保険料免除制度には、全額免除の他、保険料の一部が免除される4分の1免除・半額免除・4分の3免除があり、

本人とその配偶者および世帯主の前年度所得で審査されます。

しかし、失業した方には特例があり、本人とその配偶者および世帯主のうち、失業した方の所得は審査の対象から除かれます。免除申請は、申請月の2年1カ月前までさかのぼってできます。



▼**特例期間** 失業した年の翌々年6月まで

▼**手続きに必要なもの**

- 年金手帳
- 認印
- 雇用保険受給資格者証、離職票など
- ▼**窓口** 市民課または各振興局市民福祉課

付加年金に加入しませんか

老齢基礎年金額は、40年間保険料を納めた場合の満額で77万9300円(29年度)です

が、老後により多くの年金を受けたいと考えている方のために、付加年金制度があります。

国民年金の第1号被保険者・任意加入被保険者が定額保険料に付加保険料をプラスして納付すると、老齢基礎年金に付加年金が上乘せされます。

付加保険料 400円(月額)

付加年金の受給額 200円×付加保険料納付月数(年額)

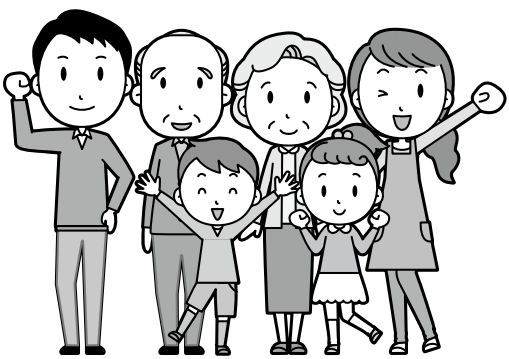
【例】付加保険料を10年間納付した場合

▽付加保険料 400円×10年(120月) = 48,000円

▽付加年金額 200円×10年(120月) = 24,000円(年額)

※65歳から受給した場合の付加年金額

付加年金を2年間受給すると納付した付加保険料総額と同額となり、そこからは支払った以上の付加年金を一生受けることができます。



■注意

- 付加保険料の納付は、申込みをした月分からです。
- 保険料の免除または納付猶予を受けている方や国民年金基金に加入中の方は、付加年金に加入できません。
- 障害基礎年金には、付加年金の上乗せはありません。
- 老齢基礎年金を65歳より前に繰上げ受給または66歳より後の繰下げ受給する場合には、付加年金も老齢基礎年金と同じ減額率・増額率になります。
- 付加保険料の納付を希望しなくなった場合は、辞退の申し出が必要です。

**豊岡年金事務所
からののお知らせ**

年金相談窓口を次のとおり時間延長します。

お越しの際は、年金手帳など基礎年金番号の分かるものと身分証明を持参してください。代理者のときは、対象者の年金手帳など基礎年金番号の分かるもの他、委任状と代理者の身分証明を準備してください。

●5月13日(土)

午前9時30分～午後4時

●5月1・8・15・22・29日(月)

午前8時30分～午後7時

●年金相談予約申込み・一般的な年金相談

・ねんきんダイヤル

☎0570-0511165

・050で始まる電話の方

☎03-6700-1165

●年金個人情報サービス

日本年金機構ホームページ

アドレス

<http://www.nenkin.go.jp/>

《問合せ》豊岡年金事務所

☎22-0948

市民課 ☎21-9015 また

は各振興局市民福祉課

Advisory Service For Foreign Residents

市では、外国人の生活相談窓口を開設しています。
ここでは、市内の在住外国人に向けた情報を発信していきます。秘書広報課 ☎21-9035

NO.6 Child Allowance

This is a national system that provides childcare allowance to caregivers who are bringing up children until the completion of their junior high school education. Applications must be submitted at city hall or at the city promotion bureau.

■The Amount Received per Month

age/grade child	Under 3 years old	From 3 years old to 6th grade	Junior high school student
1st child	15,000yen	10,000yen	10,000yen
2nd child	15,000yen	10,000yen	10,000yen
3rd child and above	15,000yen	15,000yen	10,000yen

※ Restrictions are imposed based on income

■Time of Receiving Childcare Allowance

4 months' worth of childcare allowance will be transferred all at once to the designated bank account.

Payment day	Allowance For
June, 15	For Feb, Mar, Apr, May
October, 15	For Jun, Jul, Aug, Sep
February, 15	For Oct, Nov, Dec, Jan

■Genkyo Todoke (Current Status Form)

Each June, genkyo todoke is mailed to people who receive childcare allowances. Please note that if the form is not completed and handed in, the allowance will no longer be sent from June onwards.

その6 児童手当

児童手当は、中学生までの子どもを育てている人に支給されます(お金がもらえます)。市民課 または 各振興局市民福祉課の窓口で申込みが必要です。

■受給額(1カ月にもらえるお金)

年齢/学年	3歳未満	3歳~ 小学6年生	中学生
子ども			
1人目	15,000円	10,000円	10,000円
2人目	15,000円	10,000円	10,000円
3人目以降	15,000円	15,000円	10,000円

※収入によって制限があります。

■支払い時期(いつもらえるか)

4カ月分ずつ指定の金融機関(銀行や郵便局の口座)に振り込まれます。

支払日	手当分
6月15日	2・3・4・5月分
10月15日	6・7・8・9月分
2月15日	10・11・12・1月分

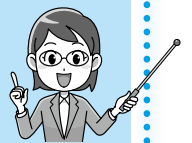
■現況届(今の状況を書くもの)

毎年6月に、現況届の用紙が届きます。決められた日までに提出してください。提出しなければ6月分から後の手当が受け取れなくなります。

Inquiry: Secretarial and Public Relations division, Advisory Service (問合せ: 秘書広報課 外国人生活相談) ☎21-9035 E-mail: advisory-service@city.toyooka.lg.jp

消費生活相談員の知恵袋

7



「豊岡市消費生活センター(以下、センター)」は、豊岡市が運営している、消費者のための相談業務を行う機関です。

どんなことをしているの？

私たちは暮らしの中で物を買う、契約をするといったことを当たり前にしています。しかし、商品の不具合、悪質な訪問販売、架空請求といったトラブルに巻き込まれることがあります。

センターでは、資格を持った消費生活専門の相談員が対応しています。皆さんから相談や悩みを受け、解決のために助言をしたり、複雑な案件では事業者と皆さんの間に入り、交渉を行ったりしています。

また、次々と新たな手口が現れる悪質商法や振り込め詐欺などの被害を未然に防止するため、地域に出向き出前講座を開催したり、中学生を対象にした消費啓発講座を行ったりしています。

センターに相談してください

「悪質な訪問販売や電話勧誘で必要のない商品を買ってしまった」「クーリングオフの仕方が分からない」「借金で生活が苦しい」など、不安を感じたり、困ったときにはセンターに相談してください。「還付金があるからATMに行け」と言われた「スマートフォンに利用した覚えのない料金を請求するメールが届いた」など、詐欺かも? と思ったときも情報をください。寄せられた情報は注意喚起、法改正の資料として活用します。

大切なことは、早く相談する事です。周りに困っている人がいたら、ぜひ、相談をするよう勧めてください。秘密は守られますので安心してください。

《豊岡市消費生活センター》
▽相談受付 月～金曜日(祝日、年末年始を除く)
午前9時～午後4時

▽相談場所 生活環境課内
▽電話相談 ☎21-9001